

平成30年度 第3回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会会議録

日時：2018年（平成30年）10月1日（月）9：30～11：30

会場：藤沢市役所本庁舎5階 5-1・5-2会議室

出席者：高山代表、河原副代表、儀保委員、郡部委員、齊藤委員、澤野委員、
種田委員、西村委員、向井委員、森山委員

計10名

事務局：障がい福祉課（安孫子、鈴木（隆）、加藤、寒河江、佐藤、鎌田、鈴木
（俊））

福祉事務所長兼生活援護課長（矢後）

地域包括ケアシステム推進室（平井、三ツ井、糊澤）

福祉健康総務課（蓑原）

子ども家庭課（大庭）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田） 計14名

欠席者：富安委員、山野上委員

傍聴者：3名

（事務局：安孫子参事）

それでは始めさせていただきたいと思います。傍聴の方も既にご入室いただいております。委員会の円滑な進行にご協力をお願いいたします。進行を務めさせていただきます障がい福祉課の安孫子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず最初に、皆様にお詫びを申し上げたいと思います。既に新聞報道等でご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、この度、藤沢市の支払事務の遅延というものが判明いたしまして、改めて全庁的に調査を行いました。障がい福祉課につきましても、遅延していた事例がございまして、まさにこの計画検討委員会の皆様の報酬につきまして、お支払いが遅れていたことが確認できました。現在速やかに振込手続きを進めているところでございます。今後この様なことのないように、再発防止の徹底に努めさせていただきたいと思っております。本当に申し訳ございませんでした。それでは議事に入らせていただく前に、本日の委員の方の出欠の状況及び資料について確認をさせていただきます。

（事務局：鈴木（俊）主任）

障がい福祉課鈴木よりご連絡させていただきます。まず委員の方の出欠席についてご連絡させていただきます。本日、富安委員と山野上委員より、ご欠席のご連絡をいただいております。また、河原副代表と森山委員におかれましては、少し遅れてのご出席になるとのご連絡をいただいております。続きまして、資料の確認に移らせていただきます。まず、平成30年度第3回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の次第が1枚、資料1-1 藤沢市緊急時における相

談・受入れの手引き（案）、こちらパワーポイントの資料となっております。資料1-2 藤沢市地域生活支援事業 居室確保事業実施要領、資料1-3 ご家族の急な不在に備えて、リーフレットの案となっております。資料2-1 ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」モニタリングシート～2017年度（平成29年度）実績（案）～、資料2-2、こちら当日配布の資料となっております。ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」平成29年度実績 Q&A、資料3 ふじさわ障がい者プラン2020『きらり ふじさわ』中間見直し」平成30年度実績 中間報告、以上が配布の資料となっております。資料の不足等ございますでしょうか。以上となります。

（事務局：安孫子参事）

それでは、議事に入らせていただきます。なお、会議の記録を作成する関係上、録音させていただきますことをあらかじめご了承ください。また、ご発言の際には、マイクをお届けいたしますのでお名前を仰ってからご発言くださいますよう、お願いいたします。それでは、ここからの進行につきましては、高山代表にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（高山代表）

改めまして、おはようございます。大変な台風のあと、いろいろと気掛かりなこともありながらご調整いただきご参加いただきましたこと、心より感謝申し上げます。ご準備いただきました議事に沿って進行していきたいと思しますので、運営のご協力、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、1番目の議事になります。地域生活支援拠点等の整備に関する取組の進捗状況について、ご説明をお願いいたします。

（事務局：佐藤主査）

本日は台風の後、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。議題の1番目は、前回、前々回から報告させていただいております地域生活支援拠点等の整備に関する緊急時のコーディネート機関や受入れ等について報告をさせていただきます。使います資料は、資料1-1、資料1-2、そして資料1-3になりますので、ご用意をよろしくお願いいたします。拠点等の整備につきましては、この間9月に相談支援部会および、このコーディネート機関を担う相談支援事業所や居室確保事業を実施する予定の事業者や短期入所の事業者を集めて、連絡会という共通事項を共有する会議を9月26日に開催しております。最終段階というところまで来ておりますので、ご報告をさせていただきます。資料1-1 藤沢市緊急時における相談・受入れの手引き（案）という事で、まずここから説明させていただきます。なお、資料1-1から資料1-3に関しましては、先日の相談支援部会や先ほど申し上げた連絡会とも共有している資料となっております。資料1-1ですが、これに関しましては、表紙に書いてありま

すとおりに、地域生活支援拠点等の整備における緊急時支援の流れを記した支援者向けの手引きです。こちらに関しましては、コーディネートや受入れの流れで、窓口となる相談窓口等を記したもので、以前計画検討委員会でもお示したスライドのご意見等を踏まえまして、少しずつアレンジしているところでございます。1ページ目の下に関しましては、相談窓口と受入れ機関という図となっております。以前お示したものと比べて少し変えております。コーディネート機関に関しましては、①、②という表記をしていましたが、こちらに関して各相談機関の役割をより明確化しております。コーディネート機関を担うものとしては、障がい福祉課、そして基幹相談センターえぼめいく、そして委託相談および指定相談支援事業所のうち、拠点等の機能を担うと位置づけられた事業所ということになります。受入れ機関に関しましては、短期入所および居室確保事業ということになりますが、こちらの矢印の方向を少し変えまして、短期入所がまずは優先。そして、その後居室確保事業といった流れになります。2ページ、上のスライドになります。コーディネート機関につきましては、各機関の役割ということで、障がい福祉課、基幹相談支援センターえぼめいく、相談支援事業所に関しては、委託と特定相談で少し役割を変えています。まず事前相談における役割と緊急時における役割というところを表にしたものです。詳しくはその後のスライドで、事前相談・登録についてと、緊急時の時の流れで記載されておりますので、先に進ませていただきます。2ページの下のスライドがその事前相談・登録についての流れになります。初回相談に関しましては、市役所障がい福祉課で全て受け付ける予定でございます。勘案整理表を使いまして、相談のあった方に関して、アセスメントを行う相談支援事業所に繋ぐといったところでございます。相談支援事業所に関しては、えぼめいく、委託、指定特定とで少し役割が変わってくるのですが、既に相談支援に繋がっている方に関しましては、その繋がっている先の相談支援事業所にアセスメントをお願いすることになります。それでこちら拠点等の機能を担う事業所というのが、今後運営規定で位置づけて積極的にコーディネートを担うことになりまして、それ以外の事業所でも、安全安心プランというツールを活用していただき、広くアセスメントにご協力していただくという流れでございます。相談支援に繋がっていない方に関しましては、基幹相談支援センターえぼめいくが、アセスメントを行うという流れでございます。その結果、宿泊を伴う緊急時支援の必要性がある方につきましては、まず障がい福祉サービスの特に短期入所の申請や体験をしてみるといったところになります。短期入所の支給決定がされていない方に関しましては、サービスの申請を促して、支給決定はされているが利用していないという方も多くいらっしゃいますので、そのような方に関しましては、体験的な利用を推進していくといったところでございます。居室確保事業の登録につきましても、アセスメントの結果、制度の利用が必要

であるという方につきましては、進めて行くというところになります。こちらでも各種帳票を用意しているところがございます。3ページ目からは、緊急時の想定およびその流れということになります。まず緊急時の想定に関しましては、前回の資料でもお示ししたとおりでございますが、緊急時に限り対応となる宿泊を伴う家族などの長期出張や冠婚葬祭等の事情によるケース。こちらに関しましては、予定が明らかな場合は、対象外となります。緊急かつやむを得ない場合は、こちらの対象になります。対象とならないケースというのは、2番に書いた虐待の場合、こちらの場合は虐待防止センターの対応になります。救急医療の対応となる場合は、この中での対象にはなりません。3ページ目の下のスライドに関しましては、緊急時の相談から支援の流れを示したところがございます。最後のスライド、4ページ目の上のスライドでございますが、緊急時における対応についてということで、こちらに関しては、平日の日中と夜間土日祝日の対応を整理いたしました。事前相談・登録有りの方に関しましては、平日日中は、登録をされた利用者に関わりのある相談支援事業所に連絡して、相談支援事業所が受入れの打診をしていきます。居室確保事業を進めるという時は、市が利用の可否について判断するようになります。夜間土日祝日で事前相談・登録有りの方に関しましては、夜間、期間相談の連絡先を記して、そちらに連絡するといった流れを想定しております。事前相談・登録のない方に関しましては、まずリーフレットなどで事前相談・登録をとにかく推奨していきます。また事前相談・登録のない方から緊急の相談が来た時は、平日日中に関しましては、基本、障がい福祉課で対応して、受入れの打診等を行う予定でございます。夜間土日祝日に関しましては、基幹相談支援センターへ連絡して、職員が持っている携帯電話で対応する流れを想定しているところがございます。ここまでがコーディネートと受入れの流れになります。資料1-2は、居室確保事業の実施要領でございます。こちらは、地域生活支援事業の中に含まれる任意事業の中の一つに分類されます。地域生活支援事業のうち、市町村が任意で実施する事業の一つになります。ここに目的や実施事業者なども記載しているところがございます。概要で今までお示したところと内容自体は変わっておりません。それを体系化したところで、8月1日付の制定になっておりまして、これを基に事業者との契約を最終段階で詰めているところがございます。こちらの内容に関しましては、一度ご覧いただければと思っております。最後になりますが、これらを市民の皆様にもどのようにお伝えしていくか、ということになります。資料1-3がリーフレットの案になります。相談支援事業所が運営規定を変更し、居室確保の事業所が契約を完了した後に、このリーフレットで周知していこうかと考えております。“ご家族などの急な不在に備えて”というタイトルでございますが、“備えて”というところが一つポイントになりまして、事前相談・登録を推奨とするような形になりますので、そこをまず1

枚目で前面に出しているところでございます。緊急時に備えた事前相談の受付窓口に関しましては、障がい福祉課で一本化する予定でございます。その後、相談支援事業所に引き継いでサービスの申請であったり、体験的な利用であったり居室確保事業の利用登録の必要な支援を実施していくことを、記しているところでございます。裏面では、緊急時に実際どのような支援を行っていくかを記載したところでございます。緊急時の相談・受入れになります。ここでは短期入所や居室確保事業の記載をしているところでございます。混乱しないように、まずは障がい福祉課にというところと、緊急時も記載しているとおり障がい福祉課、もしくはえぼめいくにということで、地域の相談支援事業所や居室確保の事業所をここに明記して、直接そちらに連絡が行くことがないよう、ワンクッション置く形で連絡が行くように整理しているところでございます。最後の裏面の下に事前に相談する前に、緊急時の支援が必要になった場合についてということが記載されております。こちらはどうしても急なことが起きた場合を想定して、障がい福祉課とえぼめいくが緊急連絡先として記されているところでございます。最後に、これらの相談窓口は、ご家族などの急な不在の際に、ご希望の支援の実施や受入れ先の確保を確実にお約束するものではありません。日ごろから緊急時に備えた支援を想定しておくことで、いざという時に対処しやすくなります。まずはご相談ください。そういった内容が記されているところでございます。このリーフレットを、10月中に配布を開始していきたいと思っているところでございます。ここまでが拠点等の整備の流れの進捗というところになります。事務局からは以上でございます。よろしくお願います。

(高山代表)

ありがとうございました。これまでもご説明いただいた内容、10月からの実施に備えてご準備いただいた資料についてのご説明でした。皆様からご質問等いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(郡部委員)

一点、損害賠償の義務のところ、利用者様に損害が生じた時には当然事業者が損害賠償をするのですが、逆に利用者様が何か物を壊してしまったとか、利用者様の方に賠償責任が生じるようなこともあるかと思いますが、その辺について、例えば損害賠償保険に入っていたかというようなことを事前に登録の時に確認させていただくなど、そのようなことはありますか。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。ご質問については、実施要領の第17条に損害賠償義務というところがございます。そこに関連してということだと思います。実施要領の他に、委託の仕様書や個々に利用契約を行う時の契約書、重要事項を説明するような資料など、現在少しずつ整えているところでございます。この

居室確保事業を請け負う事業者とも、お話をさせていただいていて、事業者が加入している保険でカバーできるのかどうかを確認しているところでございます。あとは実際の重要事項の説明書などで、段取りを細かく記載していくことを考えているところでございます。

(高山代表)

はい。ありがとうございました。他はいかがでしょうか。では、儀保委員、澤野委員の順で良いですか。お願いします。

(儀保委員)

緊急時における相談・受入れの手引きのところ、フローが載っていますが、万が一、短期入所事業所に直接緊急的な話のご相談を受けた場合というのも想定されます。その場合もやはり必ず相談支援事業所に返さないといけないのでしょうか。それとも短期入所事業所でコーディネートしながら市とやり取りをしていくというようなフローになるのか、確認させていただきたいと思います。

(事務局：佐藤主査)

はい。ありがとうございます。こちらに関しては原則的な流れなので、緊急時というとその原則どおりにならないことも起こると思っております。短期入所に関しましては、緊急時も通常時も、必ずしも市の可否についての判断を行う居室確保事業とは違いますが、短期入所については必ずしも市が可否を判断するものではないので、短期入所事業者が直接受入れを行うということもあろうかと思っております。相談支援事業所が支援を実施している方に関しましては、事前もしくは事後になるかもしれませんが、緊急の受入れをしたというところを共有していただくことで、その後の支援も展開しやすくなると思いますので、相談支援事業所が支援を実施している方に関しましては、そういった動きをしていただいた方が良いと思います。ただそれが本当に緊急の時となると、短期入所の事業所が受入れて、相談支援事業所には事後報告になってしまうことも場合によってはあろうかと思っております。いずれにせよ近いところで情報共有して、その後の支援に繋げて行くといった動きが必要と思っております。

(儀保委員)

ありがとうございます。もう一つ、ごめんなさい。短期入所などの相談が事業所に来た時に、「該当される方の情報を教えていただけますか」と、問い合わせたら、「それは個人情報なのでお伝えできません」などの話が出る場合もあり、緊急時というのと個人情報の取り扱いのバランスがなかなか難しいと思っております。入所施設のセシリアでもそういったことで悩んでいる話を聞いたことがあるのですが、そのような情報というのは、市にも入りますか。

(事務局：佐藤主査)

個人情報の問題は、この制度設計や整理していく中で、度々相談支援部会や連絡会が出てきています。それを解決する手段として、安全・安心プランを考

えていて、これに書かれた内容を支援者全員で、短期入所の受入れ先も含めて、支援者全員で共有することを同意します、といった欄も設けております。いざという時は、情報を共有できるように広げていくことで、個人情報の問題を一つ一つクリアしていければと思っております。今日は資料として安全・安心プランはつけておりませんが、そのような対応になります。

(儀保委員)

ありがとうございます。

(事務局：佐藤主査)

すみません。あと一つ。先ほど短期入所の流れの中で、支給決定をされていない方の緊急受入れも、稀ではありますが、想定されるかと思えます。その場合は、やはり市に一度ご相談いただいて、支給決定できる状況なのか、それとも居室確保事業を発動するのかを判断しないといけませんので付け加えておきます。

(澤野委員)

周知方法について質問ですが、これはどのように情報を発信していくのでしょうか。市役所から直接利用者にとという通知の方法もあると思うのですが、例えば事業所を介した利用者への説明の機会というのは求めていく予定なのでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

こちらにつきましては、もちろん市役所への配架であったり、ある程度整理がついたら、例えば受給者証のお知らせに同封するなど、周知の仕方を検討しております。それ以外にも相談支援事業所であったりとか、地域のサービスの事業所であったりとか、そういった所にも配布したいと思っています。

(齊藤委員)

対象者に関することですが、今回当然想定としては、常時医療的ケアが必要な方が入っていないのは、制度設計だと思っておりますが、医療的ケアのある方については安心ネットというのがあるのですが、あれも緊急対応が難しいというところがありますので、まず対象のところに医療的ケアについて明確にしておかないといけないと思ったのが一点です。そういうことで、お知らせ、リーフレットの案にも医療的ケアについては特に書いてないのですが、対象者のところで敢えて“常時医療的ケアの必要のない方”という内容も入れておかないと「全員対象になるのですか」ということになりかねないというのが一点あります。それとその方々に対する対策は今後必要ないのかというと、そんなこともないので、今後の方向性といいますか、考え方・準備をどのようにしていくか、お考えがあれば、お聞きしたいと思えます。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。例えば受入れ先が限られてしまうとか、そういった

課題は、医療的ケアのある方に関しましては当然ありますし、そこはこれから対処していかなければならないところでございます。ただ、こちらの表面に記載のある対象の方という、安全・安心プランを作成して日頃のコーディネートをしていくという、そういった目的もありますので、そうすると医療的ケアのある方を除くという趣旨でもないと思っています。ただ、実際の資源の差というのは現実としてあるところではございますので、また記載内容に関しては検討させていただきますが、アセスメントを行う対象者に関しましては、特に制限することはないと思っております。

(齊藤委員)

安心ネット、安全・安心プランについては了解しました。医療的ケアの必要な方に対する対策は、今後何かお考えありますでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

地域包括ケアシステムの部会でもそういった課題を解決するための取組の中で、いろいろと検討しているところでございます。例えば医療と福祉の連携をする中で、新たな取組はやっていく必要があるのかなと考えております。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。はい。お願いします。

(種田委員)

資料1-3の市民に向けたパンフレットなのですが、内容が充実していると思うのですが、市民目線で見ますと、裏面があるのも最初はわからなかったですし、「平日しか相談できないの」と思ってしまったところがあります。これはこのパンフレットで良いとしましても、本当に対象者と何処に相談したら良いかが、パッと見て分かるようなパンフレットももう一枚作成していただけたら、市民としてはわかり易いと思います。よろしくお願いします。

(事務局：佐藤主査)

例えば、“裏面に続く”といった注釈を付けることはできますし、事前相談に関しましては、あくまでも平日に市役所に行つてと考えています。ただ事前相談と緊急時の相談とについて、分かりにくいようなイメージがあれば、何か具体的なお意見があればお聞きしたいと思っております。

(種田委員)

1が事前相談というのが見て分からなかったのも、事前相談と書かれた方がよいかと思いました。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。

(種田委員)

申し訳ないです。

(事務局：佐藤主査)

少し分かり易く記載を直します。

(種田委員)

とても内容は良いので、分かり易くお願いいたします。

(高山代表)

よろしかったでしょうか。

(西村委員)

途中から来ているので、既にお話があったら重複で申し訳ないのですが、実際に緊急時の支援が必要になった時というのが、一番直近の相談支援部会の時にも齊藤委員からお話があって、20%弱くらいが平日の一応窓口が開いている時間で、殆どそうでない時間の方が多いというお話が相談支援部会でも出ています。その時になると一応、一面のところに出ている障がい福祉課の電話番号というのは、もう既に繋がらないと思うので、勝手なイメージをしていたのですが、例えば緊急の携帯を誰かが持っていて、キーマンになる人が順繰り対応するような、一か所のワンストップの連絡先というの考えていらっしゃるのか、本当に夜間の時とか、最近も相談支援者にもこのお話をしたときに、やり取りをしていますが、夜間とか急に駆けつけられないような状況が相談支援専門員にもあると思うので、平日、土日祝日を除くという、一番目立つ窓口以外の時の連絡先も、実際始まった時には、具体的に電話番号の表示を考えていらっしゃるか質問です。

(事務局：佐藤主査)

はい。ありがとうございます。少し分かりにくい要素があると思いますが、表面はあくまでも事前相談ということで、事前相談に関しましては平日、市役所となります。裏面の下段に、障がい福祉課と基幹相談支援センターの連絡先が記載されていますが、えぼめいくの電話番号がここに載っていて、そこで“相談員の携帯に転送されます”といった形を考えていまして、携帯電話の直接の番号を書く可能性もあるのですが、いずれにせよ夜間の連絡先をここに記すような形で、事前相談と実際緊急時があった時の連絡先を2つ併記するような記載になっております。

(西村委員)

ありがとうございました。

(高山代表)

はい、他にはありますか。

(齊藤委員)

今の連絡先についてですが、夜間・休日については、えぼめいくということになっているのですが、夜間・休日についても市役所の担当に繋がるという方法は不可能なのでしょうか、というのが一点です。それと事業が年度の途中から始まるということで、夜間休日の体制を整えるという新しい仕事さえ

ぼめいくに入ったのか、元々こういう体制でやっているのか、えぼめいくだけで受ける用意ができていいのか状態を教えてください。

(事務局：佐藤主査)

はい。ありがとうございます。まず夜間受付に関しましては、えぼめいくが夜間を担うという分担してやるということを、当初から想定しておりました。市役所の連絡先というのは、虐待の連絡先というのではあるのですが、こちらの緊急時に関しましては、あくまで役割分担でやるというところで想定しているところです。えぼめいくに関しましては、実は以前から夜間携帯というのを持って活動していたところですが、今のところそういった相談が多くある状況ではないところでございます。ですので、そういった夜間受付の枠を少し広げて、えぼめいくの夜間受付を記載しているところでございます。以前からあったが、あまり活用されていなかったということで、今回活用していこうというところでございます。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。郡部委員お願いします。

(郡部委員)

そもそもですけども、緊急時対応のケースというのは、市は何件くらいあると想定していらっしゃるでしょうか。例えば月1件とか、年に数件とか。そしてもう一つ、それに対しての受入れの短期入所、そして居宅確保事業、委託事業所ですけども、キャパシティというか、どの程度あるかということ、事前にある程度は把握していらっしゃるかどうか。それがわかれば教えていただきたいと思います。それから2点目ですけども、先ほど医療ケアのお話も出たんですけども、例えば強度行動障がいをお持ちの方の緊急対応が必要になった場合に、障がいの状態を理由に断られるということがないのかどうか、いっばいで受入れができないということはあるかもしれないですけども、障がいを理由に断るということについては、どのように考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。まず、どれくらいのケース想定かというところではありますが、今までの障がい福祉課の受付状況から申しますと、年に数件となっております。これを周知することで、それより件数が伸びてくるであろうと思われれます。ただ、事前相談をかなり推奨しておりますので、事前に「安全・安心プラン」を作成して、ある程度そういった流れを作っておくことで、本当に事前に相談をする前に緊急時の支援が必要になることは、変らず年に数件程度かと想定しております。受入れのところですけど、短期入所の事業所には事前アンケートを取っております。多くの事業所に関しましては、「居室に空きがある場合は、受入れが可能」とご回答いただいております。また一部の事業所に

関しましては、「居室に空きがなくても定員超過の受入れ加算を使うことで受入れ可能」というお話をいただいております。ただ、これもやはりこれは事業所の受入れに依るところでございます。必ずしもということではないですが、先程も何度も言っているとおり「安全・安心プラン」などで、実際の状況を事前に把握しておくこと、あと体験的な利用を進めることによって、受入れもし易くなる状況というところも増えてくると思っております。強度行動障がいのお話もございましたが、障がいの種別や状況を理由にということでございますが、もちろん制度としては制限しておりません。あとは実際に事業者の受入れできるような分野であったりとか、もちろん医療ケアの方だと看護師の配置などで実際難しくなるようなところもあろうかと思っておりますが、それに関しましても安全・安心プラン等で実際に起こり得る状況であったりとか、その対処というところは、既存の居室確保事業の事業所がどのくらい想定してやれるのかということと、あと居室確保事業以外の資源をどれくらい活用できるかということを事前に把握することで、可能性というのが広がってくると思っております。そういった中で事前のアセスメントというのは、とても大事だと思っております。

(高山代表)

ありがとうございます。他はございますでしょうか。沢山ご質問等いただいておりますが、最後に高山から一つ確認よろしいでしょうか。資料1-3で、10月発行と書かれていますので早速周知ということでしょうか。先程、澤野委員のご質問には、徐々に周知を広げて行くというようなイメージでご回答いただいたと思うのですが、最初の段階は、どういう方が対象になって、どのように周知されるかを教えていただけますでしょうか。いつの段階なのかということです。今、いろいろご意見いただいたので、もしかすると資料1-3も修正が入るかと思うのですがお願いします。

(事務局：佐藤主査)

少なくとも最初の段階では、障がい福祉課および相談支援事業所での配布と、ホームページでの周知も最低限行う予定です。その次の段階として、少しずつ事業所への周知を行っていく予定です。ある程度体制が整って準備ができて少しずつ事例が積み重なって行ったら、受給者証の発行のお知らせや受給者証の更新のお知らせなどの周知まで行うことを考えています。本日、修正がある程度入ると、連絡先も再度もう一度詰めさせていただいてからの発行としたらと思っております。

(高山代表)

ありがとうございます。それでは、一つ目の地域生活拠点等の整備に関する取組の状況については、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、2つ目の議事に入りたいと思います。「きらり ふじさわ」平成29年

度実績について、ご説明をお願いいたします。

(事務局：鈴木補佐)

事務局担当者からこの議題についてご説明させていただく前に、私から一点ご説明と言いますか、お詫びをさせていただければと思ひまして、お話をさせていただきます。この(2)の議題につきましては、事前にお配りさせていただいております資料2-1「きらり ふじさわ」のモニタリングシート、それから本日、机上配布をさせていただいております資料2-2ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」平成29年度実績Q&Aということで、この二点について、ご説明および意見交換をさせていただければと思っております。この資料2-2ですけれども、委員の皆様方から各事業に対してのご質問等々を事前に事務局へ頂戴いたしまして、まとめた内容を机上に配布させていただいているところですので、一部いただいたご意見、ご質問につきましては、障がい福祉課だけではなく、障がい福祉課を含めた各課に跨るもので、調整を要するもありまして、いただいたご意見、ご質問すべてに回答できておりません。本日出させていただいているものは、現時点で回答できるものということで、ご承知をいただければと思っております。皆様方からいただいたご意見につきましても、改めて事務局で再度精査をさせていただきまして、きちんとまとめて、ご案内させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局：鎌田主任)

それでは、資料はお話に出ていたとおり、資料2-1と資料2-2を使って参りますのでよろしくお願ひいたします。資料2-1に関しましては、委員の皆様から、実績に対してご意見をいただいたものになります。ありがとうございます。こちらの中にいくつかご意見いただいているのですけれども、分かりやすいところで、4ページ、5ページになるのですが、事業番号4、5辺りにご意見をいただいている部分があります。場所といたしましては、それぞれの2017年度(平成28年度)実績と書いてあるところ、右から二番目が、皆様からいただいているご意見を記載させていただいているところがございます。事業が非常に多いこともございます。いただいたご意見すべてをお話するのは、難しい部分もございますので、こちらにつきましては、ご意見としてこういったものが出ているということ、皆様方におかれましては、再度ご確認いただければと思ひます。まずは資料2-1につきましては、よろしくお願ひいたします。続きまして、本日配布させていただいております資料2-2になります。A3横長の資料で、両面刷りになっているものになります。こちらにつきましては、少し内容にも触れていきたいと思ひます。「きらり ふじさわ」の基本目標の五つの目標がございますけれども、そのカテゴリーに合わせた形でかいつまんでご報告させていただければと思ひます。まず1枚目、事業番号9番、就

学相談のところでは、こちらへのご質問が、子どもにとって、特別支援学校、支援級等で個別の指導が必要と思われますが、保護者が通常級への進路を希望している場合の調整はどのように行っているか。また、その後のフォローアップは行われているのか。というご質問をいただいております。これにつきまして、教育指導課から回答をいただいております。回答といたしましては、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定しております。就学後につきましては、教育的支援の内容について学校と共有し、学校は保護者のニーズや児童の実態に応じて、担任や児童支援担当、スクールカウンセラー等で校内支援体制を作り、必要に応じて個別の支援をしております。という回答です。先に喋ってしまいましたが、基本目標の一つ目が、一人ひとりの障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実というカテゴリの中で、今お話をさせていただいております。二つ目につきましては、事業番号15番、放課後児童健全育成事業というところで、ご質問として、放課後児童クラブが障がい児を受入れることによって、在籍する子どもたちにどのような影響を生じさせたか、障がい児、健常児双方にとってどんな効果があったか、また良い面ばかりではなく、いじめなどはなかったか、マイナス面も含めて知りたい。というご質問をいただいております。こちらにつきましては、青少年課から回答をいただいております。発達障がいなど、児童の見た目だけでは障がいがあることが分からない場合には、子ども同士がお互いを理解するまでに時間を要し、そのなかで喧嘩やからかいが生じてしまうことはどうしてもあります。しかし、時間をかけて指導員が助言をしながら、理解を促すことで、最終的には子ども達同士が自然と助け合い、指導員・介助員のサポートを必要としなくてもお互いを理解しながら、一緒にクラブで活動することができるようになっています。今後も障がい児・健常児双方の放課後の居場所として、放課後児童クラブが役割を果たすことができるよう努めていきます。となっております。続きまして、事業番号36番、2ページ目の36番のところに参加します。ここではまず発達障がい者への支援体制の充実というところにご質問をいただいております。1つ目のご質問が、相談者の年齢別構成がわかれば、教えていただきたい。特にどのくらいの年齢層からの相談が多いのか。あともう一つが、対象者の年齢層や相談内容から見える、高機能自閉症者の抱える困難さや支援の課題と思われるところを伺いたい。というところでした。これにつきまして、障がい福祉課からの回答になりますが、藤沢市発達障がい者相談支援事業所リートの、平成30年3月における相談者の内訳をお示しさせていただきます。各年代で10代、20代、30代から60代以上、不明とありますが、表のとおり10代から30代の方からの相談が多くなっております。ここにつきましては、他の月も同様の傾向が見られるということです。また相談内

容といたしましては、ご家族との関係性や、対人関係の躓きに関することが最も多く、次に日常生活の過ごし方が多くなっております。また発達障がいの可能性のある人（ご本人及びご家族）からの相談も増加しております。個々の課題に対応するために、行動面や心理面に対するアセスメントを行い、状況に応じて医療機関に繋いでおります。ということです。続きまして、障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組みの充実というところの目標の中で、事業番号55番になります。計画相談支援・障がい児相談支援事業の推進ということです。いただいているご質問は、平成28年度、平成29年度の取組課題として「計画相談支援・推進にあたってのルール作りを行っていく」とありますが、現時点の進捗状況をお知らせください。ということです。こちらも障がい福祉課で回答させていただきますが、相談支援専門員の新たな担い手の要請を行う相談支援従事者初任者研修の受講については、障がい福祉サービス提供事業所のほか、地域の介護支援専門員にも受講を呼び掛けて、受け皿の拡大を目指して参りました。また、毎月の各事業所の受入れ可能件数について市と基幹相談支援センターで把握し、相談に繋げる際の参考としています。今後は、現在セルフプランとなっている方の状況の把握、本人の希望、相談支援に繋がっているか等を行い、必要とされる方に相談支援に繋ぐ取組を検討しております。ということになります。ページをまためくっていただきまして、3ページに入っていきます。続けて、こちらも相談支援の項目になりますけれども、事業番号55番、59番というところで、事業番号59番につきましては、相談支援体制等の整備になります。こちらのご質問は、藤沢市の障がい児相談支援のセルフプランの割合は、全県19市中3番目の高さです。委員会でも、具体的な対策がない状況の中で、他市の実態調査をされてはどうかという提案をさせていただきましたが、その点の市の考えをお聞かせください。というご質問をいただいております。こちらも障がい福祉課で回答させていただきますが、藤沢市におけるセルフプラン率、平成30年3月現在は、計画相談で56.4%、障がい児相談で80.3%となっております。相談支援専門員の人員が充実しておらず、必要な相談支援が必ずしも届けられていない点は地域の課題として捉えており、今後、相談支援体制の整備の一環として、県内他市の取組事例を収集し、相談支援専門員の取組や実態について把握していくことを検討しております。続きまして事業番号58番、地域移行支援・地域定着支援の推進という事業です。ご質問として、地域移行に踏み切るには、相談支援の推進とともに安心して地域で生活するための支援が必要です。求められている支援の分析、またその結果に従った施策は検討されているのでしょうか。とのご質問をいただきました。こちらも障がい福祉課からの回答になりますが、安心して地域で生活するための基盤づくりとしては、地域生活支援拠点等の整備における取組の推進が重要と考えております。これまで、『きらり ふじさわ』中間見直し」

作成にあたってのニーズ調査や、総合支援協議会等のご意見を踏まえ、緊急時に備えた支援や、受け皿の確保を優先的に取り組んでまいりました。今後、緊急時に備えたプランとして作成した安全・安心プランを広め、いざという時に支援者同士が連携して支援にあたれるよう、体制整備を進めてまいります。ということです。続きまして、障がい福祉サービス充実に向けた基盤整備と人材育成推進という目標の中からです。事業番号89番神奈川県地域生活支援事業の有効活用というところです。ご質問は、圏域での協議内容が、実際に市にどのように落とし込まれているのか、教えてください、ということがございました。こちらも障がい福祉課からの回答になりますが、湘南東部圏域では2市1町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町における各課題に対して会議を開催し、協議を実施しております。湘南東部圏域における協議の例といたしましては、相談支援では、セルフプランとなっている方への支援について、人材育成について。発達障がいにつきましては、地域支援マネージャーの取組について。圏域における会議で共有した内容につきましては、各市町の行政機関等が持ち帰り、各市町の取組に活用しております。また、発達障がい地域支援マネージャーや、かながわエースなど、圏域や県の支援機関は、各市町の課題を把握することで、地域における取組に活かしております。ということになります。ページをめくっていただきまして、最後のページになります。目標といたしましては、一人一人の尊厳が守られる社会づくりの推進の160番、日常生活自立支援事業です。ご質問といたしましては、日常生活自立支援事業と成年後見制度についてになります。両者の異なる点は本人の判断能力の有無以外に、どのようなことがありますか。本人側と支援者それぞれの立場で教えてください。また一年で400人近く利用者が増えていますが、市として今後の見通しや危惧していることがありましたら教えてください。とご質問をいただいております。こちらは、地域包括ケアシステム推進室から回答いただいておりますけれども、判断能力の有無以外に異なる点、それから人数の部分も含めてですけれども、回答の量が多いのでまずはその部分は、委員の皆様には各々ご確認いただければと思っております。今後の見通しや危惧していることというところで、回答をお伝えしていきます。まず見通しについてですが、回答の一番下の部分の段落ですけれども、藤沢市では、日常生活自立支援事業の利用者数が増加傾向であり、高齢化や核家族化が進むにつれ、今後も利用ニーズは高まり続けていくと考えています。それに対応するための藤沢市社会福祉協議会の職員体制の確保が必要と考えられます。本事業は神奈川県社会福祉協議会から本市社会福祉協議会への委託事業であるため、支援ニーズの高まりや本市社会福祉協議会が目指す支援水準に見合う財源確保も課題となっている。といったご回答をいただいております。事務局からは以上となります。

(高山代表)

ありがとうございました。平成29年度実績については既に皆様から沢山ご意見をいただいて、それを反映していただいたものと、質問については全てではないけれども、現時点でお答えいただけるものをまとめて作っていただいた資料に基づいてご説明いただきました。全てをここで共有することができませんので、それぞれお読みいただくということになるかと思いますが、特に資料2-1は事前に送られてきた資料でもありますので、こちらご覧になっていただき何か気になった点、特に今後の事業について新しい指標、こういう指標を作っていく必要があるのではないかとか、そういったご意見ございましたら是非いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(齊藤委員)

回答いただいた中でちょっと疑問に思ったところが2点ほどありましたので、ご質問というか意見というか。まず事業番号15番ですが、「指導員・介助員のサポートを必要としなくてもお互いを理解しながら活動できるようになっています。」という回答がありました。果たして実態はそうだろうかという率直な疑問です。本当にこれがこの言葉とおりであれば、恐らくこの先強度行動障がいの方は、生まれてこないだろうということに繋がる話ですけど、実態はそうではなさそうな気がしますので、こういうことで楽観的な視点で見るのではなくて、質問にあるようにマイナス点も含めて知りたいということで、発達障がいに対する、子どもは当然知らないでしょうけれども、指導員・介助員等関わる職員に対しての教育ですとか、発達障がいに対する理解が実際にあった上でこういうことがなされているのか、というのを疑問に思いました。職員・関係者・ご両親も含めて発達障がいに対する理解をどの程度深めているのかという辺りを改めて質問したいと思いました。もう一点、3ページの事業番号58番。これは地域移行支援・地域定着支援の推進というところなのですが、地域移行のために、という回答が、地域生活支援拠点事業の整備であるということだったので、これは質問というかニーズと回答の種類がイコールではないという気がしました。地域移行のために地域生活支援拠点事業があればできるという回答だと思ったのですが、そもそも地域移行・地域定着はその以前の話がいっぱいあるので、その辺のところについて全く触れていないので、もう少しご回答いただければなと思いました。あと先程に関連してですが、リートの統計で10代の46人とありますけれども、リートは15歳以上が対象となっておりますが、それ以下の方も実際には結構来ていると思います。今後子どものところはどうするのかという課題が大きいと思いますので、その点についてもご質問します。以上です。

(高山代表)

ありがとうございます。ではご回答いただける範囲でお願いしたいと思います。

(事務局：鎌田主任)

ご質問ありがとうございました。ご質問いただいていた事業番号15番の部分に関しましては、担当課にもう一度伝えていこうと考えております。本日回答ができていない部分と併せての回答という形でよろしいでしょうか。追加の質問ということで、伝えてまいります。

(事務局：佐藤主査)

事業番号58番の地域移行支援・地域定着支援推進に関する意見及びご質問ですが、こちらの質問の中でも、安心して地域で生活するための支援が必要という前提に立った答えとなっておりますので、回答内容が偏ってしまったという部分もございます。実際はこの他にグループホームの問題やその後の入居者やご両親の意識など、課題はあるところでございます。それは障がい福祉計画のモニタリングシート、計画検討委員会の前半の議題で示したとおりでございますので、それはもちろん、それを踏まえてやっていくところでございます。回答としては、ここは安心して地域で生活するための基盤をどう捉えていくかを中心に回答したため、こういった回答になったということでございます。発達障がいの点でございますが、ここにリートの年齢別、3月の年齢別を示しているところでございます。細かく細分化したデータもリートからもらっているのですけれども、中には13歳未満の方も僅かですがいらっしゃるようです。当然15歳以下の方の相談も断らずに受けているというところがありますし、その年代の課題というのは認識しているところでございます。発達障がいのある方への今後の支援の在り方につきましては、協議体の設置に向けた準備会というのを発足して、課題検討を行っているところでございます。その中で学齢期の相談支援の課題ということも、一つ踏まえながら課題の整理検討を行っていきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

(高山代表)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(郡部委員)

まず資料2-2の事業番号9番、就学相談のところですが、こちら必ずしも保護者が通常級への支援を希望している場合では、また逆のケースでもあるかもしれないのですけれども、回答に障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地等々書いてくださっています。そして、総合的な観点から就学先を決定しています。と書いてあるのですが、往々にして保護者・本人の意見よりも専門家と言われる方の意見が優先されるのではないかなというような危惧を持っています。というのは、ケースとしては少数になるのかもしれませんが、このところで保護者本人のニーズとその専門家と言われる方々のニーズが食い違うことによって、これからの長い学校生活、そして卒業後のご本人のいろいろな問題になってしまう。また保護

者と教育機関との信頼関係が損なわれたまま学校生活を送っていくことになってしまう。そのようなケースをいくつか私も知っているものですから、ご本人・保護者の方のニーズをしっかりと受け止めて専門家、専門的な見地というのは、それをしっかりとサポートするような形で意見を踏まえて、そして決定して行っていただきたいと思っています。それから2つ目ですけれども、4ページ事業番号4番になります。子どもサポートファイルについての質問ですけれども、子どもサポートファイル、保護者の方がずっと記入していらっしゃる方もいるのかもしれませんが、それが事業所またはサービスを提供する側の事業者では、なかなか活用されていないと思っています。これは子どもサポートファイルを記録していくというのも日々大変なことになる。保護者の方がずっと記録していくというのも負担になりますし、それを生涯に亘って事業者でも活用していくというのもなかなか難しいところがあると思います。次年度に向けた取組の答えを周知していたあとは、関係機関やアンケート調査をしていくと書かれているのですけれども、やはりまずは保護者の方にサポートファイルを利用していくための支援が必要と思っております、それから事業所、福祉サービスを利用するとき、どのようにサポートファイルを利用するとメリットがあるというようなことを、保護者に対しても、また事業所にも説明して周知していただかないと、なかなか事業者もサポートファイルがありますかとか、見せてくださいとか、できれば利用させていただきたい、というようなことをなかなか言えないように思いますので、双方への周知も必要かなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

(高山代表)

ありがとうございます。

(事務局：鎌田主任)

ありがとうございます。今のお話の中で最終的にファイルを使っていくためのメリットを理解していただくために、事業者の方々にも周知が非常に大事であるというご意見ということでよろしいでしょうか。

(郡部委員)

はい。ぜひよろしく申し上げます。

(事務局：鎌田主任)

そうしましたら、今、皆様にお配りしている今回のモニタリングシートに追記させていただきますので、よろしくお願いたします。

(高山代表)

はい。ありがとうございます。

(郡部委員)

ありがとうございます。意見になってしまうのかも知れないですけれども、Q & A の事業番号9番のところですが、是非、専門的な見地というところ

を優先させないでいただきたいというところも、意見としてお願いいたします。

(事務局：鎌田主任)

かしこまりました。こちらにお話いただいた事業番号9番にも、ただ今のご発言の内容でご意見として記載させていただきますので、よろしく願いいたします。

(高山代表)

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

(儀保委員)

Q&Aの事業番号30番です。庁内障がい者雇用の推進というところで、庁内の障がい者雇用の人数の種別がお示しをされているところですが、昨今、国や神奈川県においても、障がい者雇用という部分でいろいろと不具合があったという報道がなされている中で、ないとは思いますが、藤沢市もその辺は検証されたかどうか、というところが1つと、やはり障がい者雇用の部分の種別の部分では、48名中の知的障がいの方が4名というのは数的に少ないと個人的に思っていて、就労支援事業所を担っている事業所側としても、もっと知的障がいの方々が活躍できる場が必要なのかなと思っています。このモニタリングシートの中にも、30番の事業内容を見ると、次年度に向けた取組というのが、雇用率の増に対応するためという文言が書かれているのですが、雇用率を満たすためにやることではなくて、やはり障がいの事業内容の中にあるような、障がいのある人たちがそれをもって自立した生活というところに着目して取り組んでいただけると良いのかなと思っています。モニタリングシートを見ておりましたが、実際のところはいかがでしょう。

(事務局：鎌田主任)

ご質問・ご意見ありがとうございます。この件での不具合というお話がありましたけれども、再度間違いがないかどうかは担当課に確認をさせていただきます。

(事務局：加藤補佐)

補足でお話をさせていただきます。今年度に入って委員のご指摘のとおり全国レベルで障がい者雇用率の計算の誤り等々ありましたが、別件で私どもの職員課に確認をしたことがございまして、藤沢市では今年度の6月末時点のところでこの雇用率をクリアしていること確認しました。また、プラスアルファで障がい者雇用をする際の障がいの状況の確認といったところについても、手帳の提示を求めて手帳で確認をしているとのこと。医師の診断書だけとか、口頭でのみといったような確認ではなくて、手帳による確認をしているというところを確認させていただきました。以上です。

(事務局：鎌田主任)

儀保委員からいただいているご意見で、知的障がいの方々が庁内の中で少な

いのではないか、それから知的障がいの方々がもっと庁内でも活躍できるような環境を整えてほしいという内容もご意見だったと思いますので、こちらにつきましても、先ほどのモニタリングシートに追記をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(高山代表)

ありがとうございます。儀保委員のご意見の中に“雇用率だけを達成するのではなくて”という趣旨があったと思いますが、モニタリングシートの30ページですけれども、この障がい者雇用率のところの指標が実雇用率が法定雇用率に達しているかを評価することだけが指標になっていると思うので、本当にその雇用率のことだけを指標にするのかどうか、そのことが達成できるようにどんな取組がされているかを、指標に入れる検討が必要なのかなと思いました。補足させていただきました。よろしく願いいたします。他はいかがでしょうか。

(森山委員)

先ほどの齊藤委員と少し被るところがあると思いますが、3点あります。1点目が資料2-2事業番号15番児童クラブのところですが、これに関して、質問ではなく、意見として出させていただいたのですけれども、モニタリングシートを見ますと前年度に比べて受入れ人数とか、受入れ箇所が増えているということは、今後も受入れの児童数が上がっていく可能性があるのかと。これは確実なところは確認できていないのですけれども、放課後デイサービスと児童クラブの併用を希望するご両親も出てきていると聞いていますので、障がい児の受入れについて、どのくらいの手帳のレベルとか基準が分からないのですが、ただこの回答だけを見ますと、表面的な問題だけの解決に留まっているような気がして、実際に本人の困り感や現場の体制とか教育のこと全てについて、課題が出てきていないような気がします。そこの部分をきちっと解決していかないと、先ほど齊藤委員が仰ったような、将来的な問題解決には至らないと思いますので、是非ともそこはきちんと課題・問題を掘り下げて指導員の方にもきちっと障がい理解や対応について学んでいただきたいと思います。その次、2ページの事業番号36番、先ほどリートの相談件数について私も質問させていただいた部分なのですが、こちらに書いてあるご家族との関係性とか、対人関係のつまづき、日常生活の過ごし方というところが相談内容として出ているのですけれども、そこに至るまでの根っこの部分の抽出ができていますか。下には、“個々の課題に対応するために、行動面や心理面に対するアセスメントを行い”ということが書いてあるのですけれども、個人個人の問題解決ももちろん大事ですが、全体として藤沢市の中の大きな課題として、そういったところに対応ができていますのかどうかというところまで、きちんと掘り下げていかないと、全体の問題解決には至らないのではないかと思います。全体を通してきち

つと問題解決になるよう、議論を積んでいってほしいと思いました。最後に、3ページ58番ですけれども、“安心して地域で生活するための基盤づくり”という文言が出ているのですが、今まで総合支援協議会を傍聴させていただき、議論を伺うと、イコール緊急時というところだけがフォーカスをされています。もちろん緊急時は本当に大事なことですけれども、ご本人にとって安心して地域で生活するための基盤というのは、緊急時だけでなく普段の生活の質を上げていくことなので、そのところも今年度から地域生活支援拠点等の整備は、相談支援部会に引き継がれたということなのですが、ご本人の生活の質を上げていく、安心して地域で生活するための基盤づくりというところを、緊急時以外のところでどういった課題が出てくるかも、きちんと議論していただけたらと思いました。以上です。

(高山代表)

ありがとうございます。どうでしょうか。少し意見まとめていただいてご回答でも良いですか。では西村委員、続けてお願いします。

(西村委員)

現状の状況を知りたいところが2点と、あと質問が会の会員から出ているもの、その答えは先ほど事務局の鈴木さんが仰っていたみたいに後での回答になるかどうかも含めてで、確認で4点あります。現況の状況を知りたいところで1点目は、事業番号86番、今日配布された資料の3ページ、太陽の家の整備事業ですけれども、実際どういった検討がされているのか、実際に整備を始める時期ですとか、進捗状況が現在分かっている段階で良いので教えてください。あと事業番号67番、新庁舎完成に伴い、早急に活動拠点、場所はどこでも良いので設置をしてほしいという意見が会員から出てきてもいますので、そちらも検討が進んでいるのか教えてください。事業番号97番と事業番号136番ですけれども、“出席者が限られている”とありますが、“出席する事業者に偏りがあるのではないかと懸念されます。出席者や出席事業者を公開してください。”という質問が会から出ているので、それに対してのお答えもお願いします。事業番号136番、これは、“藤沢駅北口デッキにはスロープの設置ができないと聞いています。災害時に、エレベーターが使えない場合車いす利用者がデッキから地上に安全に降りる方法を提示してください。”という質問が来ているのですけれども、これに対しての回答というのは、また別の時にということで理解してよろしいかどうか、よろしくをお願いします。

(高山代表)

ありがとうございます。ここまでまとめてご回答いただけるものと、他部署なのでということもあると思いますが、すみません。よろしくをお願いします。

(事務局：鎌田主任)

まず森山委員からいただきました事業番号58番、回答の内容や検討の内容

が緊急時がフォーカスされているという質問につきまして、こちらにつきましては、今後日常生活のレベルを上げていく、質を上げていくというのも大事だというご意見をいただいておりますけれども、お話いただいているとおり、今後検討をさせていただきますので、こちらはご意見の中で記載をさせていただきます。それから事業番号36番ですけれども、こちらご家族との関係性、対人関係のつまづきに関するところが相談内容として多いと。ただ、ここに辿り着くまでにどういうことがあったのかというアセスメントも含めてだと思うので、そのところをきちんと掘り下げていきながら、議論を重ねてほしいというご意見だったと思いますけれども、そこは認識として間違っていないですか。こちらにつきましても、ご意見ということで、追記をさせていただきます。

(事務局：加藤補佐)

事業番号86番太陽の家の整備事業について、ご報告ご回答させていただきます。現時点ですけれども、この庁内の検討会議というのを昨年度二回、今年度につきましても一回実施したところでございます。検討の内容の詳細というか、大まかな考え方としましては、現在太陽の家で担っていただいている役割ですとか、展開している事業、こちらの重要性といったのを再度確認させていただいたうえで、関係機関の皆様から市内に不足しているサービス、例えば療養介護の事業施設など、こういったものを追加してできないかとか、そういった議論を過年度よりしていたところでございます。併せて、立地条件といったところで、現在の場所が鶴沼海岸の川沿いにあるというところで、昨年度、水防法という法律の改正を受けて、浸水のエリアに各種福祉施設が設置されている場合の対応について、緊急時の対応計画を作らなければいけないことになっています。こちらは既に指定管理事業者様、法人様が計画を作っていたので満たしているのですけれども、再整備をしていくにあたって、そうした立地条件の状況などを把握したうえで、今後、建て直しの仕方や立て直す場所など、より詰めていきたいと考えております。当然のことながら、現在、実施していただいている法人様ですとか、市内の社会福祉法人の皆様からもこれまでに多くのご意見をいただいているところですので、そのご意見を改めて聴取する場ですとか、ご意見の中から検討会議など再整備に向けた、外部の皆様との会議の場といったものも設けていきたいと考えているところです。

(事務局：鈴木補佐)

西村委員からいただきました、2点目の事業番号67番、活動拠点の進捗状況ということでお話をさせていただきます。分庁舎、前の市役所の新館になります。もう既に工事に入っているという状況ではありますけれども、この活動拠点につきましては、これまでは福祉団体連絡会の皆様であるとか、また法人協議会の法人からご意見を伺ったり、意見交換をさせていただいたり、何度かそのような場を設けさせていただいてきたところでございます。かなり多岐に

渡るご質問やご意見もいただいております。障がい福祉課のみならず、庁舎の整備をする担当課であるとか、総括的な部署だとかと今調整をしております。その結果を10月に入ってから、福祉団体連絡会の皆様には意見交換という場で、いただいたご意見についてどこまで反映できるのか、回答させていただく場を考えております。

(事務局：佐藤主査)

最後に、事業番号97番の相談支援従事者のグループスーパービジョンの出席者について公開してほしいというご意見がありました。こちらのグループスーパービジョンにつきましては、市内の全相談支援所向けにお知らせを配布しているところがございます。その中でやむなく日程が合わなかったり、ご都合が合わなかったりということで、欠席が多くなってしまっている相談員がいらっしやいます。この研修については、出席することが目的で、出席していないと良くないとか、そういう類のものではないので、逆に公開することによって出ていない相談支援専門員が、逆に攻め立てられるようなことは好ましくないと考えております。日程上なかなか参加が難しい方には、フォローアップを進めていくように検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。あと事業番号136番の他課のご質問があったということで、これは改めて質問内容を議事録で確認させていただいて、回答できるところに関しては、回答を検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(高山代表)

森山委員、西村委員よろしいでしょうか。ありがとうございます。相当予定の時間が押していて、休憩の入れ方を逸してしまって申し訳ないのですけれども、この2のところでもまだご質問・ご意見ありますでしょうか。もしありましたら、今お聞きしてそれで一旦休憩、短く5分くらい挟ませていただいて、11時半を少し過ぎる終了になるかと思いますが、ご了解いただければそのように進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。今のこの2のところでも更にご質問あれば伺って、そこで休憩後にご回答いただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、向井委員お願いします。

(向井委員)

資料2-2で、事業番号9番の就学相談のところ。ここの回答の中に、「心理学的、専門的見地からの意見」ということが書いてあります。これは非常に重要なことだと思うのですが、下から2行目の「担任や児童支援担当、スクールカウンセラー等」と書いてあります。スクールカウンセラーを神奈川県で最初にされた方のお話なのですが、「発達障がいというのは、スキンシップの問題が一番根っこにあって、だから生まれた時からの家庭環境を聞けばすぐわかる」ということをおっしゃられました。それは、発達障がいだけではなく

て精神障がいも同じことが言えるのですけれど、男女共同参画とか女性の社会進出とか、非常に重要なことなのですから、それによってスキシップの問題がどうなのかなと、この社会進出の問題と発達障がい・精神障がいのこの数字的なことを検討したものはあまり聞いたことがないのですけれど、これは非常に重要なことで、最近の新聞やテレビにも出たと思いますが、ニュージーランドの首相が議場で授乳をしている写真が出ていました。これは日本ではありえないことで、企業の中でも授乳の時間だから休憩ということはあまりないと思うのですけれど、これが非常に大きな根っこになっていて、取り返しがつかないのです。その時期を過ぎると、授乳の時期というのは一番スキシップ、ちょっと男性の私が言うのはおかしいのですけれど、取り返しのつかないことに結果的になって、いろんな問題が出てくるのではないかなということがあります。それと先ほど知的障がいの方の雇用率の話がありましたけれど、精神障がいの場合も同じです。非常に人数が少ないだけですけれど、障がい者の雇用についてこの数字が、身体の方38に対して精神が6、知的が4、事業番号30番のところですが、これは非常に精神の障がいの方を雇用するということは、雇用の側では非常に大変なことが多いと思うのですけれど、それがなくともこの雇用率の問題だけではなくて、この数字を見ますと非常にはっきりしているという気がします。以上です。

(高山代表)

ありがとうございました。他にございますでしょうか。では種田委員お願いいたします。

(種田委員)

報告になりますが、事業番号63番、障がい者スポーツ団体の組織化に向けた調整支援というところで、スポーツ推進課主体に活動していただいておりますが、昨年度からふじさわパラスポーツフェスタというものの開催に向けて、本当に関係団体と月一回の定例を重ねましたが、昨年度は、台風が来まして、中止になり、ふじさわパラスポーツフェスタを開催するに至りませんでした。今年は、先月9月16日に開催することができましたし、このスポーツ団体の組織化に関しても、今年の8月23日に、藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会を設立することができました。活動としては、これから障がい者スポーツを普及啓発し、障がい者が少しでもスポーツに関わって元気になっていける藤沢を目指したいと思っております。時間のないところですが、ご報告させていただきました。よろしく願いいたします。

(高山代表)

ありがとうございます。他はございますでしょうか。そうしましたら、ここでもう終わり近いですけれど、5分休憩を入れさせていただいて、実績についていろいろいただきました意見、それからご質問、もう一度どういう形でお

返しいただくか、休憩の後に事務局からまとめでご報告をいただいて、休憩の後に3つ目の議題『「きらり ふじさわ」』中間見直し』30年度実績の中間報告についてご説明、ご意見いただきたいと思っています。この後のご予定もあると思いますので、11時45分くらいの終了を目指したいと思っています。よろしく願いいたします。

— 5分間休憩 —

(高山代表)

それでは、再開したいと思います。お願いいたします。2番目の議事では、大変活発な意見をいただきまして、ありがとうございます。最後に向井委員にご意見いただいたところですが、全体として出ました意見や質問を、まとめてこの後どのように進めていただくか、事務局からご説明いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(事務局：鎌田主任)

多くのご意見、ご質問ありがとうございます。全て書き取れていないので、録音したものを確認させていただきながら、反映できるところは反映させていただきたいと思っています。それから、本日もご質問いただいている部分につきましては、今日、事前にいただいているご質問で回答できない部分もございます。それと併せまして次の会議ではなくて、それよりも前に委員の皆様には書面で郵送という形で回答をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

(事務局：大庭補佐)

先ほど向井委員のご発言で、スキニシップと発達障がいの要因のについて少しお話があったのですが、発達障がい、特に自閉症、たぶん40年くらい前だとか両親の育て方、スキニシップが特に話題になっていましたが、現在では脳に起因するものと伺っています。ただ児童虐待による発達障がいがある場合、ADHDとかですとか、発達障がいに近い様子が見受けられる場合もあると言われてはいますが、それも脳に対して何かしらのダメージとか、影響を与えているという脳科学者の見解も最近研究が進んでいると聞いていますので、必ずしも発達障がいスキニシップだけに限らない、逆にスキニシップが起因するものという認識はないと思うので、すみませんが訂正させていただきます。失礼いたします。

(高山代表)

よろしいでしょうか。それでは、最後三番目の議事になります。『「きらり ふじさわ」』中間見直し』平成30年度実績 中間報告ということで、資料3の説明、もう既に二番目の議事と重なっているところもありますけれども、事務局

からご説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田主任)

中間報告についてということで、お話させていただきます。資料3でございます。代表からもお話いただきましたとおり、一つ前の議事のところでかなり内容に触れさせていただいている部分もございますので、少し割愛しながら説明させていただければと思います。1つ目、まず基本目標の、一人ひとりが障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実ですけれども、主な取組といたしまして、障がい児の支援体制の充実、それからもう一つは発達障がいのある人への支援体制の充実ということです。発達障がいの支援体制につきましては、リードに臨床心理士1名を配置しているところです。2つ目、障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組みの充実というところになりますけれども、ここは相談支援体制の充実の中で、平成32年度を見据えて障がいの相談支援体制の整備、地域のコミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センターなどの関係機関との連携というもので、今現在検討を進めている最中でございます。3つ目、障がい福祉サービスなどの充実に向けた基盤整備と人材育成の推進というところですが、人材の確保と育成というところで、これは8月に介護保険課で主催をしていただいた障がい福祉の仕事の相談会ということで、障がいサービスを主に扱っていただいている事業所にもお声掛けをして、ブースを設置して相談会を開催しております。裏面ですけれども、安心して生活するための保険医療の体制や、災害緊急時の支援の充実ということで、ここは、緊急時における支援体制の整備ということで、先ほどこれは議題の1つ目のところになりますが、ご説明をさせていただいている拠点等の整備の話になってくると思いますので、ここでは内容を割愛させていただきます。最後、一人ひとりの尊厳が守られる社会づくりの推進というところで、障がいのある人への意思決定支援に関する取組ということで、こちらは、総合支援協議会の取組として、昨年度実施したアンケート調査、それから関係機関に対する意思決定支援の取組事例のヒアリング結果について、報告書としてまとめさせていただいております。ご家族の関わり方についてのアンケートを今現在実施している最中でして、その結果も盛り込んで最終的に完成させていきたいと考えております。事務局からの説明は以上になります。

(高山代表)

ありがとうございました。今年度の実績報告ということですが、先ほどのご質問に書いていただいた内容と少し重なるところもありましたので、簡潔にご報告をいただきました。この中間見直しについて、何かご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

(森山委員)

ご説明いただいた中で、裏面の障がいのある人への意思決定支援に関する取

組というところで、今本人の意思決定支援について家族の部分として関りについでアンケートを実際にいただいて、会員に周知をして、集約をしている最中ですけれども、会員の方からもこれが一体どういう内容で、誰に対して、何を伝えたいものか、内容がよく分からないという質問もありました。実際に総合支援協議会で冊子の案を傍聴したときにいただいたのですけれども、実際にこれは、誰に対して、何を狙って作成をするものなのか。あと内容について、何を狙ってこの内容にしたかというところが、私もよく分からなくて、会員にどう答えていいかわからなかったのが実際のところですよ。もし教えていただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

意思決定支援の取組集でございますが、“誰に対して”というのは、基本的には支援者や当事者の方のご家族様、その障がいのある方のまわりで支える方向に向けての、意思決定支援の取組事例の報告ということになります。アンケート調査は昨年度実施しましたが、意思決定を支援するための取組ということで、こんな方法がありますとか、そういったものをいろいろ集約したものでございます。ヒアリングに関しましては、各福祉関係機関、生活介護、入所関係、子どもの関係の事業所などに聞き取りをさせていただいて、実際この意思決定を尊重した取組というのは、どのような取組をしているのか集約しているところでございます。これを出すことによって、例えば他の事業所やご家族の方が、他の事例や取組を見ることによって、ご自身の支援に活用できるところがあるのではないかと考えています。そういった事例を共有することによって、より幅の広い意思決定支援を展開できるのではないかと、そういったことを目的にしております。取組集が完成しましたら可能な限り広く周知させていただきたいと考えているところでございます。一応権利擁護部会発のアンケート調査などもございますので、郡部委員から何か補足とかありましたら言っていただければ幸いです。

(郡部委員)

本人の意思決定支援を尊重した支援というところで、事業所等々のアンケートは総合支援協議会で行っているのですけれども、権利擁護部会では、今までの支援者向けのアンケートではご家族の視点が欠落しているということで、是非ご家族の視点も私ども支援者として伺いたいというところで、このアンケートを実施させていただいています。アンケートの最初は、「何が好きですか、何がきらいですか」とか、「ご本人がどのような手段で、意思決定や意思を表明していますか」とか、チェック項目がありまして、裏面に「そのご本人の好きなこと・嫌いなこと・嫌なこととか、そういうようなところを、いつ、どのように気づきましたか」というようなことを、私ども支援者はちょっと知りたいと思っていまして、ご家族の視点でご本人の意思を気付いたそのきっかけが私た

ちの支援にすごく役立つのではないかと思います、アンケート調査をさせていただきます。

(森山委員)

ありがとうございました。アンケートを自分が記入させていただいて思ったのは、発達障がいの方に関しては、事例集を見て「じゃあ、こうやってみよう」と言っても、ご本人のその評価とか、その人それぞれの物の捉え方とか理解の仕方とか、ベースの部分を知っての支援、意思決定をさせる、してもらうための支援ということなので、もちろん、“こういった方法もある”というアイデアというところでは、事例集はすごく活用できるのかもしれないのですが、それをしたけど上手く行かなかった、「真似してダメだからうちの子は意思決定は無理です」という結論になっては困ると思ひまして、質問させていただきました。ありがとうございました。

(郡部委員)

補足です。あくまでも我々支援者がご家族から学ぶところがあればというところが一番の目的になっています。あと権利擁護部会でも、回答の中に入れてきたのですが、それぞれがとても個別性のあるものなので、これはもう類型化できないと、カテゴライズができないので、まずは全部出して行って、その中から我々が支援に活かせるものがあればと、話し合いました。

(高山代表)

ありがとうございます。どうぞ。

(齊藤委員)

今のアンケート、マロニエでも事業所として皆様にご協力をお願いして、だいぶ回答が返ってきているのですが、それぞれやっぱり重心の方々なのでノウハウも全部違って、個別性が大変強いのは確かですが、やはり、日頃モニタリングとかでお話をする範囲を超えた内容と申しますか、こちらが気が付かない、お母さん達とすれば当然そのように思っているからやってらっしゃるけど、情報として入って来てこなかったということも含めて結構拾えているのが分かってきましたので、事業所としては大変ありがたいツールになるというのが実感です。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。はい。

(河原副代表)

本日は、遅れてすみませんでした。2点ほど、ご意見も含めてお願いしたいことがあります。資料3の相談支援体制の充実が1点目です。平成32年度を見据えてということで、いろいろ相談支援体制の整備が進んでいるということですが、ぜひ計画検討委員会にも、どういう検討がなされているかというようなところを、途中経過や出せる資料がありましたら是非開示をしていただければ

ばというのが1点です。2点目が人材確保と育成ということで、今回居宅介護事業所がブースを設置して相談会を行ったというようなことが出ていますが、これは中間見直しとは違うのですが、こういった説明会等もちろん人材確保の場として必要ですが、以前も質問したような介護保険の研修への補助とか、例えば他県から藤沢に来た人、藤沢に戻ってきて就職した方への家賃補助とか、思い切ってそういった政策が打てると、人材が確保できるのではないかと思いますので、意見としてお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

(高山代表)

今のご意見について、何かございますでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

相談支援体制の検討経過に関しましては、こちらでも随時情報提供させていただきます。人材育成に関しましても、ご意見として伺わせていただきます。よろしく願いします。

(高山代表)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。まだまだご意見あるかと思いますが、先ほどのご説明にありましたように、更にご回答いただいたものを送っていただけるということですので、またそちらもご確認をいただきたいと思います。それでは、今日予定されていた議事については、終わりましたので、事務局にお返ししたいと思います。お願いいたします。

(事務局：安孫子参事)

高山代表、どうもありがとうございます。冒頭にも申し上げましたけれども、本日、台風の影響で交通機関が乱れている中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。皆様のお立場から活発なご意見・ご質問をいただきまして、長時間にわたりどうもありがとうございました。遅れていらした委員の方もいらっしゃったので、繰り返しになりますが、こちらの委員会の皆様にお支払いする報酬の支払いが遅れているということで、お詫びを申し上げたところです。具体的に申し上げますと前回第2回目、7月23日に行われたこちらの委員会のお支払いにつきましては、10月3日、明後日に振り込みをさせていただき予定となっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。次回の日程ですけれども、今度は年が明けまして1月21日月曜日、時間は本日同様午前9時30分からとなっております。会場がまだ未定となっておりますので、また改めてご通知をお送りします。是非ご出席をお願いいたします。本日は本当にどうもありがとうございました。

以 上